

【21 程文】尾州御用材川下げる願い（文久2年）

乍レ恐以ニ書付一奉ニ願上一候

今般

尾州様御用材貳万五千本、利根郡

藤原村并東小川村より伐出シ、利根川筋

川下ケ仕候由、請負人江戸神田九間町

信濃屋庄三郎手代和兵衛与申者、私共迄

頼出候間、御閑所御要害中之儀者、先規

御規定之通、御閑所附人足を以川下ケ仕、且

人足出方之儀者其日限り取調、書付ヲ以御届ケ

可レ奉ニ申上一候、何卒以ニ 御慈悲ニ右願之通御聞済

被ニ成下置一候ハヽ、難レ有仕合奉レ存候、以上

渡川村

文久二戌年十一月

金井村

名主 忠左衛門(印)

名主 藤助(印)

李御閑所

御役人中様

【21 読み下し文】

今般

恐れ乍（なが）ら書付を以（もつ）て願い上げ奉（たてまつ）り候

尾州（びしゅう）様御用材貳万五千本、利根郡

藤原村並びに東小川村より伐り出し、利根川筋

川下げ仕（つかまつ）り候由、請け負い人江戸神田九間町

信濃屋庄三郎手代（てだい）和兵衛と申す者、私共迄

頼み出候間、御関所御要害（ようがい）中の儀は、先規（せんき）

御規定の通り、御関所附き人足を以て川下げ仕り、且（かつ）

人足出し方の儀は其（そ）の日限り取り調べ、書付を以て御届け

申し上げ奉るべく候、何卒（なにとぞ）御慈悲を以て右願いの通り御聞き済み

成し下し置かれ候はば、有り難（がた）き仕合わせに存じ奉り候、以上

（一八六二）

文久二戌年十一月

渋川村

名主 藤 助（印）

金井村

名主 忠左衛門（印）

李御閥所

御役人中様